

あなたの意見を市政に！

市長への手紙

「市長への手紙は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していただくというものです。」
 昨年度は、3800件（うちインターネットからは163件）の貴重なご意見をいただきました。



ご意見・ご提言をお寄せください

専用はがき(送料無料)

地区まちづくりセンター
 や図書館など、市内各公共施設に設置してあります。

市ウェブサイト

「くらしと市政」ページ内の「お役立ち情報」にある「市長への手紙」をクリックすると、専用フォームから送信できます。

Eメール

kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

ファクス

(51) 1456

通常のはがき、封書で郵送

〒417-8601

富士市役所

「市長への手紙」宛て

※専用はがき以外の送料は個人負担になります。

※専用はがき、市ウェブサイト以外で提言する場合は、「市長への手紙」と明記してください。

お願い

○1通につき1件のご提言をお書きください。

○個人的な中傷は、ご遠慮ください。

○回答が必要な場合は、「回答を希望する」ことを明記してください。

○市の業務以外の内容については、原則、回答できませんのでご了承ください。

○回答をする場合や内容についての問い合わせに必要になりますので、住所、氏名、電話番号を明記してください。

※個人情報はいただいたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また外部に漏れることもありません。

受付から回答まで

市長への手紙が届いたら、市長が直接内容を確認



皆さんからいただいた手紙は、市長が直接内容を確認し、必要に応じて担当部署に調査・検討するように指示します。国や県の業務など市で対応できない場合には、関係機関にご意見を伝えます。

担当部署で作成した回答の内容を市長が直接確認

●回答を希望する場合

回答内容について、市長の了承を得た後、担当部署から文書・Eメール・電話・面談などで回答します。

●回答を希望しない場合

担当部署で手紙を保管して、今後の市政の参考にさせていただきます。

※原則、受け付け後2週間以内に回答しますが、内容によっては、回答までに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

こんなときは直接担当部署へ

●道路・照明灯・側溝・道路の案内標識・カーブミラーなどの破損

国	県	富士市			管理者	種類	担当部署
		農道	林道	市道			
国道1号 国道139号 (青島〜天間)	県道 国道469号 国道139号 (今井〜錦町)	農政課 (55) 2782	林政課 (55) 2784	道路維持課 (55) 2832			
						富士土木事務所 工事課工事班 (65) 2161	
						富士国道維持 出張所 (52) 5650	

●公園の管理・遊具の破損など

みどりの課 (55) 2795

●信号機・横断歩道・道路規制標識の設置・管理

富士警察署 (51) 0110

●担当部署がわからないときは…

おしえてコールふじ (53) 1111

問い合わせ

広報広聴課

(55) 2736 (51) 1456